

## 藤沢市議会感染症対応指針

令和 2年11月24日

(趣旨)

第1条 この対応指針は、藤沢市において、新型インフルエンザ感染症その他生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（以下、「感染症」という。）が発生した場合における藤沢市議会（以下、「市議会」という。）の対応について、必要な事項を定めるものとする。

(行動原則)

- 第2条 議員は、感染症予防対策の徹底を図りながら議員活動を行うものとする。
- 2 議員は、感染症の発生期において、発熱・咳・倦怠感など当該感染症に特徴的な症状がみられる場合は、自宅療養を行い、速やかに議会事務局を通じて議長に報告する。
  - 3 議員の同居家族が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、当該議員は速やかに議会事務局を通じて議長に報告するとともに、必要な期間自宅待機をする。
  - 4 議員が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに議会事務局を通じて議長に報告を行い、行動フロー図（図1）のとおり行動する。
  - 5 委員会の委員長は、前3項により感染防止のため必要と認めるときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法）を利用した委員会を開会するものとする。

(情報の収集及び共有)

第3条 感染症発生時は、原則として、議長、副議長及び議会事務局長で構成する議会対策会議（以下、「対策会議」という。）を開催し、市の感染症に関する対策本部（以下、「市対策本部」という。）から収集した状況分析等、情報を共有するとともに、次の事項について協議する。

- (1) 議員からの情報収集の確認
  - (2) 市対策本部の対応方針の確認
  - (3) 各議員への情報発信について検討
- 2 議長は、感染症対策に係る対応について、必要に応じて、各派代表者による会議等を招集する。
  - 3 議長は、必要があると認めるときは、各派代表者による会議等に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要

な資料の提出を求めることができる。

- 4 議員は、感染症対策に係る対応における情報の収集や発信等に当たり、貸与されたタブレット型端末を活用することとする。
- 5 感染防止のため議長が必要と認めるときは、オンラインを利用した会議を開催することができる。

(職務代理)

第4条 議長が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定されるなどその任に就けない場合は、副議長が職務を代理する。

- 2 議長及び副議長が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定されるなどその任に就けない場合は、各派代表者による会議を開催して対応を協議する。

(対応基準)

第5条 市議会は感染症の発生状況等に応じ、次の各号に掲げる段階的な対応を議長の判断により行うものとする。

(1) ステージ1 <海外発生期>

**感染対策**

ア 対策会議等を開催し、消毒液やマスク等感染予防のための必需品を発注し、備蓄する。(ステージ2以降も同じ。)

**情報収集**

- ア 議員は、国の動向を注視し、情報収集を行う。
- イ 対策会議等を開催し、議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

(2) ステージ2 <国内発生期>

**情報収集**

- ア 議員は、国や感染発生地動向を注視し、情報収集に努める。
- イ 対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。
- ウ 対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

(3) ステージ3 <県内発生期>

**情報収集**

- ア 議員は、国や県の動向を注視し、情報収集に努める。
- イ 対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。
- ウ 対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

**提言**

ア 必要な施策等について、対策会議等を通じて協議・検討し、市

あるいは国または県等に提言する。

**視察**

ア 不急の行政視察については、原則、延期又は中止とすることとする。（ステージ4以降も同じ。）

(4) ステージ4 <市内発生期（早期）>

**情報収集**

ア 議員は、居住地域等において、感染症の拡大防止等の活動に努めるとともに、緊急に必要な支援対策等の情報収集を行う。

イ 対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。

ウ 対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

エ 市に対する質問は、対策会議等において集約する。

**提言**

ステージ3と同じ。

(5) ステージ5 <市内発生期（感染拡大期）>

**議会運営**

ア 本会議及び常任委員会等（議会運営委員会を除く）の開催方法または開催予定の変更等について検討する。

**情報収集**

ステージ4と同じ。

**提言**

ステージ3と同じ。

(6) ステージ6 <小康期>

**情報収集**

基本的にステージ3と同じ。

ア 感染症の再発に備え、議員は、国や県の動向を注視し、情報収集に努める。

イ 感染症の再発に備え、対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。

ウ 感染症の再発に備え、対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

**提言**

ア 市内感染状況の分析及び復旧・復興に必要な施策等について、各常任・特別委員会等において協議・検討をする。

イ 市あるいは国または県等に対する要望等を各常任・特別委員会等でとりまとめ対策会議等を通じて議長に報告する。

ウ 議長は、各常任・特別委員会等の調査結果を市対策本部に提言する。

(その他)

第6条 議長は、その他必要と認める事項を定めることができる。

【図1 行動フロー図】

